

■11 群（社会情報システム）-5 編（行政情報システム）

2 章 行政情報サービスに関連する法律

（執筆者：本多義則）[2009 年 2 月 受領]

■概要■

行政情報サービスに関する法律としては、IT による行政サービスを実現するためのインフラの整備を定める法律（IT 基本法）がまずある。次に、従来の紙ベースの行政手続きを IT に対応させるための法律（行政手続オンライン化法）と、IT による行政手続きの際の国民の個人認証を実現するための法律（住民基本台帳法、電子署名法、公的個人認証法）が対になって存在する。更に IT 化に伴いますますます重要になる国民の個人情報を守るための法律（個人情報保護法）や、行政手続きの公開に関する法律（情報公開法）が、国民の権利を守るために存在する。更には行政サービス自体の改革として運営のアウトソーシングに関する法律（公共サービス改革法）がある。

【本編の構成】

本章では各法律の成立順に、住民基本台帳法（2-1 節）、電子署名法（2-2 節）、IT 基本法（2-3 節）、情報公開法（2-4 節）、行政手続オンライン化法（2-5 節）、公的個人認証法（2-6 節）、個人情報保護法（2-7 節）、公共サービス改革法（2-8 節）に関して法律の概要について述べる。

■11 群 - 5 編 - 2 章

2-1 住民基本台帳法

(執筆者：秦野康生) [2009年2月 受領]

住民基本台帳法¹⁾は、その第一条によれば、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録などの住民に関する事務処理、住民の住所に関する届出などの簡素化、住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、住民の利便を増進するとともに、国、地方公共団体の行政の合理化を資することを目的としている。住民登録法(昭和26年法律第218号、1967年(昭和42)11月10日廃止)に代わって制定された。

1999年(平成11年)の住民基本台帳法の改正により、住民票の記載事項として、新たに住民票コード²⁾が加えられた。これを基に、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を可能とするため、各市町村の住民基本台帳のシステム化が図られ、住民基本台帳ネットワーク(通称、住基ネット)が、2002年8月5日より、住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報提供が開始された(第一次稼動)。また、2003年8月25日からは、第二次稼動が実施され、住民基本台帳カード(通称、住基カード)³⁾の交付が開始された。

■11 群 - 5 編 - 2 章

2-2 電子署名法

(執筆者：笈川光浩) [2009年2月 受領]

「電子署名及び認証業務に関する法律⁵⁾」(以下、電子署名法という)は、電子署名の取り扱いを法的に定めたものであり、平成12年5月に成立し、平成13年4月に施行された。電子署名法は、インターネットを活用した電子商取引など、ネットワークを通じた社会経済活動の円滑化を図ることを狙いとして整備された⁶⁾。

電子署名法は、主に、「電磁的記録の真性な成立の推定」と「特定認証業務に関する認定の制度」について規定されている。

「電磁的記録の真性な成立の推定」に関する規定によると、電磁的記録(電子文書など)に本人による一定の電子署名が行われているとき、それは真正に成立したものと推定される。民事訴訟法第二百二十八条四項⁷⁾では、「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」として、手書きの署名や押印に対する法的な取り扱いを定めているが、「電磁的記録の真性な成立の推定」は、民事訴訟法第二百二十八条四項と類似した法制度を電子署名に適用したものに相当する。この規定により、電子署名は、手書きの署名や押印と同等に取り扱いできるようになった。

「特定認証業務に関する認定の制度」に関する規定によると、特定認証業務を行おうとする者は、任意で主務大臣の認定を受けることができる。この制度の目的は、認証業務の利用者に対し、電子署名の検証に必要な電子証明書の信頼性の目安を提供することである。ここで、特定認証業務とは、電子署名法の施行規則⁸⁾及び指針⁹⁾で定められた技術的基準に適合する認証業務のことである。簡単にいうと、一定の電子署名方式を採用した認証局の電子証明書発行サービスに相当する。特定認証業務の認定を受けるためには、設備、利用者の真偽確認方法、業務方法の基準を満たしていることが必要であり、それらの基準についても、施行規則や指針で示されている。特定認証業務の認定を受けた者は、認定認証事業者と呼ばれる。平成20年9月4日時点において、19の認証業務が認定されている¹⁰⁾。

また、電子署名法では、特定認証業務の認定に当たり、主務大臣が指定した者に調査を行わせることができるという規定がある。この調査を行う者が指定調査機関である。特定認証業務は、指定調査機関の調査を経て、認定されることになる。平成20年3月1日時点では、財団法人日本情報処理開発協会が唯一の指定調査機関となっている¹¹⁾。

電子署名法施行後も、総務省、法務省、経済産業省は、「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会」を発足し、報告書¹²⁾の公表や意見募集を行っており、電子署名の安全性確保、新たな電子署名方式・ビジネスモデルへの対応といった観点から、継続的に見直しを図っている。

■11 群 - 5 編 - 2 章

2-3 IT 基本法

(執筆者：本多義則) [2009年2月 受領]

正式名称を「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法¹³⁾」といい、平成12年11月に成立し、平成13年1月に施行された。

本法律は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性に鑑み、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的としている。

「高度情報通信ネットワーク社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報または知識を世界的規模で入手し、共有し、または発信することにより、あらゆる分野における創造的、かつ活力ある発展が可能となる社会をいうとしている。

本法律では、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の設置と、高度情報通信ネットワークの形成に関する重点計画を作成することを定めている。

施策の策定においては、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成、電子商取引の促進、行政の情報化、高度情報通信ネットワークの安全性の確保、研究開発の推進、国際的な協調及び貢献などが基本方針として挙げられている。

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の設置に関しては、重点計画の作成及び実施の推進を目的とし、本部長として内閣総理大臣、副本部長として国務大臣を当て、本部長としてその他の国務大臣及び内閣総理大臣が任命する者としている。

重点計画に関しては、高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針とし、上に挙げた基本方針のための施策を定めることとしている。

■11 群 - 5 編 - 2 章

2-4 情報公開法

(執筆者：宮崎邦彦) [2009年2月 受領]

行政機関などの保有する文書の開示を請求する権利について定めた法令には、次のものがある。

- ① 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」¹⁴⁾
- ② 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」¹⁵⁾

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下、行政機関情報公開法という)は平成 11 年 5 月 14 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日から施行されている。行政機関情報公開法の対象機関は、法律に基づき内閣に置かれる機関(内閣官房、内閣府など)、内閣の所轄の下に置かれる機関(人事院)、国の行政機関として置かれる機関(省、委員会及び庁)及び会計検査院である。

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下、独立行政法人等情報公開法という)は、平成 13 年 12 月 5 日に公布され、平成 14 年 10 月 1 日から施行されている。独立行政法人など情報公開法の対象機関は、独立行政法人通則法¹⁶⁾ 第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人であり、平成 20 年 4 月 1 日現在、独立行政法人のすべて及び国立大学法人のすべて、大学共同利用機関法人のすべて、特殊法人の一部(12 法人)、許可法人の一部(3 法人)、その他法人の一部(1 法人)の合計 207 法人である。

なお、多くの地方公共団体においても、同様に、保有する文書の開示を請求する権利について、情報公開条例(要綱など)を制定している。平成 20 年 4 月 1 日現在、都道府県と市区町村を合わせた地方公共団体全体(1 858 団体)のうち、その 99.5%にあたる 1,849 団体が条例を制定している。都道府県については、すべての都道府県が、執行機関及び議会を対象とした条例を定めている¹⁷⁾。

以下では、主として行政機関情報公開法について述べる。

情報公開の対象となるのは、行政機関の職員が組織として使うものとして保有している文書、図画や電子データである。ただし、書籍のように市販されているものや、公文書館、博物館などで、一般に閲覧可能な歴史的資料などは、開示請求の対象外である。

行政機関への開示請求は、書面またはオンラインで行うことができる。開示請求手数料は、書面による請求の場合 300 円、オンライン請求の場合は 200 円である(平成 20 年現在)^{18), 19)}。

開示請求に対する開示・不開示の決定は、原則として 30 日以内になされる(第十条)。個人に関する情報などの不開示情報が記録されている場合を除いて、文書が開示される(第五条)。文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分について開示される(第六条)。また、開示請求にかかわる文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否(存否応答拒否)することができる(第九条)。

平成 19 年度に行政機関では 49 750 件の開示・不開示の決定がされ、そのうち全部または一部を開示する決定(開示決定)がされたものが 47 497 件(95.5%)、不開示の決定がされたものが 2 253 件(4.5%)となっている。不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分

について不開示とした理由の内訳は、「不開示情報に該当」が 28 160 件、「行政文書の不存在」が 2 494 件、「存否応答拒否」が 172 件、「その他」が 192 件であった²⁰⁾。

開示請求者は、不開示決定に不服がある場合には、不服申立てをすることができる（第十八条）。不服申し立てを受けた行政機関は、原則として情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。情報公開・個人情報保護審査会は、第三者的な立場から調査審議し、諮問した国の行政機関に答申する。

平成 19 年度にされた不服申立ての件数は、1 018 件であった²⁰⁾。

開示決定の通知を受けた場合、通知のあった日から 30 日以内に開示の実施の方法などを申し出て、開示の実施を受ける（第十四条）。受け取り方法は、文書・図画の場合は、閲覧、コピー、スキャナで読み取り CD-R や DVD-R またはオンラインで交付など、また電子データの場合は、プリンタで打ち出したもの、CD-R や DVD-R またはオンラインで交付などの方法が選択できる。それぞれ所定の開示実施手数料が必要となる²¹⁾。

■11 群 - 5 編 - 2 章

2-5 行政手続オンライン化法

(執筆者：伊藤信治) [2009年2月 受領]

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(以下、行政手続オンライン化法という)は平成14年12月に成立し、平成15年2月に施行された。行政手続オンライン化法では、国民と行政機関との間の申請、届出そのほかの手続などについて、書面によることに加えてオンラインでの手続きを可能とすることを規定している。これにより、国民の利便性向上と、行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目指している。

行政手続オンライン化法では、第10条第2項において、総務大臣は、行政機関などが公表したオンライン化などの状況を取りまとめ、少なくとも毎年度1回公表することとなっている。総務省が、平成20年8月11日に公表した「平成19年度における行政手続オンライン化等の状況²²⁾」によれば、オンライン化の対象とされている手続14,014種類のうち、13,116種類(94%)の手続がオンラインにより申請・届出などを行うことが可能となっている。また、国の行政機関に対する全申請・届出など手続件数8億2,093万5,107件のうち、オンラインを利用したものは1億6,860万2,476件(20.5%)となっている。

■11 群 - 5 編 - 2 章

2-6 公的個人認証法

(執筆者：熊谷洋子) [2009年2月 受領]

「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律²³⁾」(以下、「公的個人認証法」という)は、公的個人認証サービスの根拠法であり、平成14年12月に成立し、平成16年1月に施工された。本法律に基づき、平成16年1月29日から公的個人認証サービスが開始している。

公的個人認証法は、「申請・届出等行政手続きのオンライン化に資するため、第三者による情報の改ざんの防止・通信相手の確認を行う、高度な個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する制度を整備する」、という趣旨で整備された。そして、申請・届出などの行政手続きを、オンラインを通じて行う際の、公的個人認証サービスに必要な電子証明書や認証機関などについての決まりごとである、下記事項に関する規定が記載されている²⁴⁾より)。

- ① 希望者に対する電子証明書の発行
- ② 電子証明書の失効情報の提供
- ③ 個人情報の保護
- ④ 指定認証機関

なお、公的個人認証法は、「電子政府・電子自治体の推進のための行政手続きオンライン化関係三法」の一つである。

■11 群 - 5 編 - 2 章

2-7 個人情報保護法

(執筆者：佐藤嘉則) [2009年2月 受領]

行政情報サービスにおける個人情報保護にかかわる主な法令、条例には次のものがある²⁵⁾。

- ① 個人情報の保護に関する法律 (Act on the Protection of Personal Information)²⁶⁾
- ② 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律²⁷⁾
- ③ 独立行政法人などの保有する個人情報の保護に関する法律²⁸⁾
- ④ 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例

「個人情報の保護に関する法律」(以下、個人情報保護法という)は平成15年5月に公布され、平成17年4月に全面施行された。個人情報保護法第1章から第3章は官民に共通する理念を定め、関連法が国の行政機関、独立行政法人に固有の義務を定めている。これらの関連法はそれぞれ、総務省が通知した行政機関に関する指針²⁹⁾、独立行政法人に関する指針³⁰⁾に従って運用することとなっている。各地方公共団体の条例は、個人情報保護法第11条を根拠とするもので、平成20年4月1日現在、すべての都道府県(計47団体)及び市区町村(計1811団体)が制定済みである³¹⁾。

個人情報保護法施行後、内閣府は継続的に法運用の見直しを図っており、平成20年4月には、国民生活審議会における議論³²⁾を踏まえて、個人情報の保護に関する基本方針を改正している³³⁾。

■11 群 - 5 編 - 2 章

2-8 公共サービス改革法

(執筆者：秦野康生) [2009年2月 受領]

正式名称は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」³⁴⁾。また、市場化テスト法と呼ばれることもある。国の行政機関など、または、地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関して、民間が担うことができるサービスを民間に委ねるといった観点から、これを見直し、官民競争入札、または、民間競争入札を導入することにより、公共サービスの質の維持・向上、経費削減を目的とした法律で、2006年(平成18年)に施行された。

公共サービス改革の実施過程において、その透明性、中立性、公正性を確保するための第三者機関として、官民競争入札等管理委員会が内閣府に設置されている。

■参考文献

- 1) 住民基本台帳法(昭和四十二年七月二十五日法律第81号)
- 2) 住民基本台帳法施行令(昭和四十二年九月十一日政令第二百九十二号)
- 3) 住民基本台帳法施行規則(平成十一年十月六日自治省令第三十五号)
- 4) 住民基本台帳カードに関する技術的基準(平成十五年五月二十七日総務省告示第392号)
- 5) 平成十二年法律第百二号
- 6) 総務省(旧郵政省)情報通信政策局, “電子署名及び認証業務に関する法律の施行について,” July 2001.
- 7) 平成八年六月二十六日法律第百九号
- 8) 総務省, 法務省, 経済産業省, “電子署名及び認証業務に関する法律施行規則,” 平成十三年 総務省 法務省 経済産業省令第二号
- 9) 総務省, 法務省, 経済産業省, “電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針,” 平成十三年 総務省 法務省 経済産業省告示第二号
- 10) 経済産業省, “電子証明及び認証業務に関する法律による認定認証業務一覧,” Sep. 2008.
- 11) 経済産業省, “電子署名及び認証業務に関する法律による指定調査機関一覧,” May 2008.
- 12) 電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会, “「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会報告書」,” May 2008.
- 13) 平成十二年十二月六日法律第百四十四号
- 14) 平成十一年五月十四日法律第四十二号
- 15) 平成十三年十二月五日法律第百四十号
- 16) 平成十一年七月十六日法律第百三号
- 17) 総務省, “情報公開条例(要綱等)の制定状況調査の結果,” Aug. 2008.
- 18) 総務省, “情報公開制度と個人情報保護制度のガイドブック”
- 19) 総務省, “情報公開制度 教えてペンゾー先生!”
- 20) 総務省, “平成19年度における行政機関・独立行政法人等の情報公開法及び個人情報保護法の施行状況調査の概要,” Aug. 2008.
- 21) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年2月16日政令第41号)別表第1
- 22) 総務省, “平成19年度における行政手続オンライン化等の状況,” Aug. 2008.
- 23) 平成十四年十二月十三日法律第百五十三号
- 24) 電子政府・電子自治体の推進のための行政手続きオンライン化関係三法のポイント,
http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/syokan/pdf/021206_001.pdf
- 25) 内閣府, “わかりやすい個人情報保護法の仕組み,” April 2008.
- 26) 平成十五年五月三十日法律第五十七号
- 27) 平成十五年五月三十日法律第五十八号
- 28) 平成十五年五月三十日法律第五十九号
- 29) 総務省, “行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(通知),” 総管情第84号, Sep. 2004.

- 30) 総務省, “独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について (通知), ” 総管情第 85 号, Sep. 2004.
- 31) 内閣府, “平成 19 年度 個人情報の保護に関する法律施行状況の概要,” Sep. 2008.
- 32) 内閣府, “個人情報保護に関する取りまとめ (意見), June 2007.
- 33) 内閣府, “個人情報の保護に関する基本方針, 平成 16 年 4 月 2 日閣議決定, 平成 20 年 4 月 25 日一部変更
- 34) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 (平成十八年法律第五十一号)
- 35) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令 (平成十八年七月五日政令第二百二十八号)
- 36) 官民競争入札等監理委員会令 (平成十八年七月五日政令第二百二十九号)
- 37) 内閣府, “公共サービス改革基本方針,” Oct. 2007.
- 38) 内閣府, “公共サービス改革法入門編”
- 39) 内閣府, “市場化テストの手引き”
- 40) 官民競争入札等管理委員会, “官民競争入札等の実施に関する指針”